

天海訴訟を支援する会

ニュース 2016/7/22 No. 6

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621

カンパ金振込先
〒振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第5回 口頭弁論 8月5日(金)

傍聴 お願いいたします!

午後2時 きぼーる前
街頭宣伝
裁判所へ
午後3時 開廷
閉廷後 報告集会

第5回口頭弁論は原告の主張に対する被告の反論が行なわれます。

第3回口頭弁論で裁判長が質問した事項（障害者総合支援法の成立経過、障害者が65歳になったときの各自治体の対応、違憲内容、障害者総合支援法の改正法案が出ているがそれについての見解）に対する第4回口頭弁論での原告側回答に対して、被告千葉市側がどのような反論を示すのか、関心が高まるところです。



ぜひ、多くの方の傍聴参加をお願いいたします。

第4回口頭弁論

原告、憲法違反を主張

6月21日に第4回口頭弁論が行なわれました。大雨警報が出て、午前中は強い雨でした。東京から傍聴に駆けつけていただく予定の車いすの方々が雨のため不参加になるなどのことがありましたが、午後になり、開廷する頃には青空が出てきました。

カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費が必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。振込先は1面上部に記載しています。

前回同様きぼーる前でチラシ配布、マイク発言などの街頭宣伝を短時間でしか行ないませんでした。その後、列を組んで裁判所まで行進しました。傍聴者は33人でした。

今回は裁判長から説明を求められた点について、原告の準備書面を提出し、その概要について武井弁護士が読み上げました。「障害者の権利を不当に制限するような7条の適用は憲法違反」と断じました。

障害者福祉と介護保険

できること、できないこと

学習会のお知らせ

8月28日(日) 13:00~15:30

千葉市中央コミュニティーセンター
(千葉市役所向い) 5階 講習室1
講師 関山 美子さん(民医連ケアマネ)、
内藤 大輔さん(あなたの手ケア
サービス代表)

学習会は、障害者団体との共催です。
引き続き、

15:45~16:45

天海訴訟を支援する会
(支援者会議)

経過報告、今後の方針 など
多くの方のご出席をお願いいたします。

裁判長の宿題に充分応えた 第4回口頭弁論報告集会 他市町村の事例を沢山集めましょう

第4回口頭弁論閉廷後、県弁護士会館で報告集会が開かれました。

良く分かる整理された準備書面

・八田代表＝

原告側の準備書面が提出され、その要点をお伺いしました。大変よくわかるきちんと整理されたものでした。特に、障害者には「憲法14条及び25条から導かれる応能負担により、福祉を利用する権利がある。」という部分です。

実は、私は、東京の「命とくらし総合研究所」というところの副理事長をしていて、外国などへも視察に行っていますが、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、これらの国は福祉も医療もすべて無料、もしくは少額応能負担です。ドイツでは、年収の2%までとなっていたり、フランスの場合は、病気が重かったりすると、癌などの薬は無料になっています。そして共済制度が発達していて、共済制度に入れない人に政府がお金を出して、すべての国民が共済に入れるような仕組みを作り、無料に近い形になっています。イギリス、イタリアも原則無料ということでした。

言えることは、社会保障は、所得の低い人が人間としての尊厳を守って暮らしていけるようにするためのものであって、そのことを何よりも保障しなければいけないというのが、世界的な常識で、当たり前のことだと思います。

改めて訴訟というのが、応能負担原則による福祉を利用する権利、これを勝ち取っていく戦いが、おそらく日本の全体としての社会保障の戦いの原則として、改めて宣言していくような運動に広がっていくのではないかと思います。

勝ち取った権利は守りたい

・天海原告＝

障害者運動で勝ち取った応能負担は、守らなければと思います。今日の書面がすっきりと説

明されていてよかったと思います。これからもがんばっていきたいと思います。ありがとうございました。

裁判長の宿題に充分応えた

・向後弁護士＝

今日提出した書面に対して、裁判長から注文もなく、前回の宿題には十分応えられたのではないかと思います。若干の積み残しについて、ほかの自治体の対応についてのデータは保留にしましたので、愛知県、千葉県内の対応の情報提供をいただいて、さりげなく申請を通して例でもあれば、お寄せいただきたいと思います。

他の自治体の事例がほしい

・外山弁護士＝

私としては、これだけのものが書け、弁護士に考えさせてくれる事件をやらせてくれて感謝しています。

そもそも介護保険優先とは何かということです。人が年を取って体が弱って、要介護状態になった時、介護保険を使う、それはあつうなずけるかもしれない、また65歳を超えてから、たとえば、視覚障害になったりすることがありうる、その時新しい給付が必要になるわけで、新しい給付付きの介護保険優先は理解できます。しかし、もともと障害のある人が、65歳を超えた時、障害者の高齢化について、介護保険優先ということはないと思います。今回そのような問題提起をしました。ある程度の説得力はあると思います。

ただ、どうしても読み切れないのは、今年成立した改正障害者総合支援法です。あれがどういう意味付けになって、これから先どのようになっていくのか、まだまだこれからも主張することは出てくかなと思います。

それから、私たちが一番ほしい情報は何かと

いうと、他の自治体での事例がほしいです。ぜひ教えてもらいたいと思います。

良い風の流れが来ている

・武井弁護士＝

お疲れ様でした。午前中の会見に時事通信の記者が来て質問していました。その方が法廷に来ていたので、世間に発信していこうということが達成されたかなと思いました。

裁判長が他の自治体の対応が宿題だと確認されました。裁判官の興味、関心があるからで、ここをどれだけ補強できるかが大切なことで、逆にそのようなことを言ってくれるということは、全然望みがないわけではないと思いました。

5月に法律が変わって、低所得者の負担軽減措置が入るとのこと、それは、今までの法律が低所得者に対して、あまりにも厳しい処置になっていたことを認めているから、あのよう変わったということで、我々の主張に沿う形での法制度の整備の必要性を裏付けることでもあります。いい風の流れが来ていると思います。ぜひこれからもがんばっていただければと思います。

法改正は裁判にとっては追い風

・三橋＝

法改正は、内容的には不十分な改正ですが、利用料の負担が障害者に過酷だと言うことを国は認めたのですから、裁判にとっては大きな一歩だと考えます。

・千葉市との話し合いの申し入れをしたらよいと思います。署名運動の準備をし、千葉市の社保協と障干連とでとりくむようにしていきたい。

佐倉市ではバッサリ切ることはない

・佐倉市では、障害者に対する対応として3通りあって、①介護保険の事業所がないこと、②ディサービスの場、障害者のディサービスを

ずっとやってきたのに、いきなり介護保険ディサービスに移るのは無理だろうから、障害者のディサービスを利用できること、③もう一つは、障害者の在宅介護をバッサリ切らないようにするということです。

市町村アンケートを

・齊藤＝

他の市町村のやり方の情報が必要です。質問を整理をして、文書化して回答を求めるアンケートを取るのがよいのではないかと。それが裁判官の心象に大きく影響すると思います。

そのまま障害福祉を続行している市町村は存在する

・齊藤茂＝

調べることは大切です。県内の各自治体の対応の仕方を知るよい機会にすることが大事です。知的障害でGHに入居されている高齢の方、通所事業所を利用されている高齢の方がたくさんおられるし、すでに65歳の壁を通過している方も70歳以上の人もいらっしゃいます。

私が4か所ぐらいの市町村で、65歳の問題を聞いてみたら、いずれも何の抵抗もなく、そのまま通過しています。「65歳になったけれど、介護保険の制度ではクリアできない問題が、あなたのサービスの中には山ほどあるので、このまま継続していただいて結構です。」といういい方が圧倒的に多いのです。逆に言えば、介護保険の方で引き受ける体制、サービスがないのです。障害者総合支援法の方でやってもらった方がいいのか悪いのかを役所の人と詰めて話してはいませんが、このまま静かにやってもらった方がいいという判断はしているらしいです。そんな自治体を見ている。

ケアマネさんに調べてもらうことができる

・加藤（民医連）＝

50数名いるケアマネージャーさんが、千葉市、市川、船橋、八千代、鎌ヶ谷、習志野等のケアプランを作っているの、現場で仕事をし

ているケアマネの人たちに、事例とか行政の対応とかを調べてみるのもいいです。また社保協のキャラバンで、7月には県内市町村にアンケートを出すことになっています。8月には調査の結果がでることになっています。また全国の情報として、どのような対応を、他の県でやっているのかの情報もあるので、提供することはできます。

強制的に打ち切ることが問題

・八田＝

介護保険の申請について、65歳になった時に、介護保険の申請を本人がしていない段階で、障害者給付を打ち切る、無理やり強制的に打ち切るというのが問題です。まさに、この「打ち切る」というのが問題で、介護保険を勧めるけど、申請しない場合、介護保険を勧めながら、給付援助を継続するというのが普通です。アンケートの設定の中身として考えたらと思います。

戦う土俵が広がった

・市橋（東京）＝

多くの仲間がこの裁判を支援しています。今日の裁判で感じたことは、戦う土俵が大きく広がったことです。弁護士さん、天海さんも含めて、この問題をきちんとやっていることに敬意を表します。先ほどの事例で、東京でも90歳の重度障害者が障害者福祉を利用しているという例もあります。そういうことでいえば、サービスなどで65歳で突然変わるということとは問題です。

5月の法改正でも、障害者は65歳の場合には、「介護保険優先」は変わらずでした。先に自立支援法違憲訴訟団と国とで交わした「基本合意」と総合福祉部会の「骨格提言」、こうした国民との約束をどうやって裏切ったのかということをはっきりさせたい、これからも頑張っていかなければと思っています。



反論できない人も多くいる

・鈴木信一＝

天海さんは、矛盾を感じておかしいと主張できたんだけど、普通の人にはなかなか言えないのではないのでしょうか。市から「このように変わりました」「申請しないと給付を受けられない」といわれると、素直に従わざるを得ないし、意見もいえない、普通の人にはなかなか反論できない人が多いと思います。そんなとき我々が、「本当は違うんだ」ということを話していかなければと思います。

・加藤＝

一つの事例で、以前に、介護保険になると、今まで利用していた場所を移らなければいけないこととか、高齢者ばかりの集団はいやだとかという、本人からの意見があり、市と話したら、そのまま継続ということで、今までのサービスに通うことができたケースがありました。

福祉制度の一本化構想が心配

・瀬戸＝

今、政府は、障害者総合支援法見直しなどで、介護保険優先問題と関連して、障害者福祉サービスが、介護保険サービスと統合し、障害者福祉事業所が、介護保険事業の指定を受けられるようにしたり、障害者相談支援も介護のケアマネも同じ対応でとか、両者を一体化してしまおうとする動きがあります。

さらに今の政府の福祉政策として、保育・子育て支援も統合し、子どもと、高齢者と、障害者と、生活困窮者をまとめて面倒見るような福祉制度をつくらうというような構想の中で、介護保険優先問題が考えられています。一方、障害者基本法では、障害者福祉の目的や定義がはっきり示されているので、それにしたがって障害者福祉サービスが行われているのですから、「それをすべて介護保険で」という発想は、大雑把すぎるし、それぞれの専門性から考えても心配です。

第4回口頭弁論に提出した原告準備書面の要点

障害者が、食事、排泄、入浴、歩行、会話、見る、聞くなどをしながら、「当たり前前」の生活を送るためには、福祉サービスによる援助が必要です。そして、福祉サービスの利用に料金負担が伴うと、支払能力のない障害者は、生きていくために必要なサービスを受けられなくなってしまいます。そこで、戦後立法以降、障害者福祉制度における利用者負担は、長らく「応能負担」とされてきました。

ところが、平成17年2月に施行された障害者自立支援法により、障害者福祉に「応益負担」が導入されました。しかし、それに対しては、平成20年10月に障害者自立支援法違憲訴訟が提起されました。その中で、国は、政策の非を認めて、原告団・弁護団と基本合意を結び、「応能負担」原則が回復されました。

このような障害者福祉における応能負担の意義や立法の沿革からしても、障害者には、憲法14条及び25条から導かれる「応能負担原則により福祉を利用する権利」があるというべきです。

他方で、介護保険における利用者負担は「応益負担」であり、「介護保険優先」は、障害者の「応能負担原則により福祉を利用する権利」を制限します。

この制限は、合理的範囲内でのみ許されるというべきです。

この点、まず、介護保険は、基本的に「加齢に伴って生じる心身の変化に起因して要介護状態になった者」を対象とするので、「若年期からの障害」を介護保険優先の対象から除外しても、介護保険制度創設の目的は妨げられません。

逆に、何らの負担軽減措置も講じられていない法制度の下で、若年期から障害を負い、かつ、応能負担の原則の下、自己負担分なしで福祉サービスを利用してきた障害者に対してまで介護保険を優先させることは、当該障害者に、人格的生存に必要なサービスを受けるために、料

金を負担しなければならないという重大な不利益をもたらします。このような事態は、前述した「障害福祉は応能負担で」という考え方と矛盾しますし、また、介護保険制度の存在により、若年期から障害を負っていた者が害されることになって不合理です。

さらに、平成25年に施行された障害者総合支援法は、3年後の見直しが予定されていました。そして、平成28年5月には低所得障害者についての負担軽減立法が成立しました。低所得障害者に対する負担軽減措置のない介護保険優先は、3年で消滅するはずのものでしたのです。そうすると、被告が、平成26年7月に、原告に対して、介護保険への移行を強行すべき緊急性は全くなかったというべきです。

結論として、

- ① 介護保険給付と障害者福祉給付との利用者負担原理が異なる
- ② 低所得障害者に対する負担軽減策がとられていない

という前提の下で、

「満65歳に達する以前から障害を負い、その障害を原因として、自立支援給付を受けていた障害者が、その障害を原因として、同一の障害につき、同一の給付を介護保険から受けるに伴い、新たに自己負担が発生する場合」

に、法7条の介護保険優先を適用することは、必要性・合理性・緊急性もなく、無意味に障害者の生活を破壊するものであり、「応能負担によって福祉を利用する障害者の権利」を不当に制限します。

この場合に法7条を適用することは、憲法14条、25条から導かれる「応能負担によって福祉を利用する障害者の権利」を侵害するものとして、違憲であるというべきです。



応能負担原則の沿革



第4回口頭弁論 原告準備書面（別紙）

児童福祉法（昭和22年制定）、身体障害者福祉法（昭和24年制定）
社会福祉事業法（昭和26年制定）、知的障害者福祉法（昭和35年制定）の制定

- 平成9年12月 介護保険法成立
- 平成12年3月 厚生省課長通知（甲10） *激変緩和措置
4月 介護保険法施行
6月 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」
成立（平成12年法）
- *応能負担
*併給調整規定あり
- 平成15年4月 （平成12年法）施行
- *平成16年～ 支援費の財源不足を理由に障害者福祉制度の介護保険制度への吸収が
志向される（介護保険統合問題）
- 平成18年12月 障害者自立支援法成立 *応益負担導入
- 平成18年4月、10月 障害者自立支援法施行
12月 障害者自立支援法円滑施行特別対策
住民税非課税世帯等につき、在宅・通所サービス利用の負担上限額を1/4へ
（1万5000円の場合、3750円）
- 平成19年3月 厚労省課長通知（甲8）
- 平成20年7月 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
住民税非課税世帯等につき、在宅・通所サービス利用の負担場減額をさらに減額
（上記3750円から1500円へ）
- 平成20年10月 障害者自立支援法違憲訴訟提起
- 平成22年1月 障害者自立支援法違憲訴訟につき和解、基本合意締結（乙1）
4月 基本合意に基づき、住民税非課税世帯の利用者負担無料化
（応能負担への回帰）
（「障害者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害者保険
福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するた
めの関係法律の整備に関する法律」）
- 平成25年4月 障害者自立支援法を障害者総合支援法に名称変更
- 平成26年8月～ 厚労省調査（甲9）
8月1日 本件処分
- 平成27年2月 厚労省課長通知（甲16）
- 平成28年3月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案の国会提案（乙
3）
5月 上記成立

争点整理表 (作：原告弁護士)

2016/04/19

原告	被告
<p>【限定解釈①】</p> <p>法7条介護保険優先原則適用場面は、「65歳になり介護保険の申請資格を得た」というだけでは足りず、「介護保険の要介護申請及び認定」を要すると限定的に解すべき</p> <p>【限定解釈②】</p> <p>法7条による介護保険優先原則適用場面は、「受給者が、自己負担増加等の不利益を受けるとなく、介護保険法の規定する介護給付により、自立支援給付に相当するものを受けるとき」と解すべき</p> <p>【限定解釈③の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付を適切にさせるべきではない ・ 65歳になった障害者に介護保険申請を明示的に義務付ける規定なし <p>【限定解釈④の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法7条に何ら限定を加えないと、仮所得の65歳以上の障害者にだけ、「複数の受給資格を有することによる不利益」を強いることになって不合理。高齢低所得障害者に政策的に介護保険受給資格を与えた上で、従前より不利益に遇するのは大きな矛盾である。 ・ 基本合意文書の趣旨からも応能負担の原則は十分に尊重されなければならない ・ 「健康保険法の規定による療養給付」との関係では、自立支援医療費の給付により受給者の不利益は回避されている 	<p>法7条を限定的に解することはできない。そして、原告については、「訪問介護により、自立支援給付に相当するものを受け取ることができるとき」と判断できる状況にあった。</p> <p>原告の主張が成り立たないからこそ、基本合意文書に「介護保険優先原則の廃止」が盛り込まれ、「総合的な議論が必要」との国会答弁がなされ、現在の国会に法一部改正案が上程されている。</p> <p>【原告の主張は立法論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被告は、給付を途絶えさせないようにするために、原告に対して、説明と説得を行った ・ 原告の主張によれば、要介護申請をしていない場合は、一律かつ自動的に自立支援給付のみが支給されることになり、明らかに平成19年課長通知に反する <p>【原告の主張は立法論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法が「加齢に伴って心身が変化した者」のみを対象としていないことは明らか ・ 本件処分に際し、基本合意文書は考慮に入れていない ・ 本件処分に際し、原告が介護保険による自己負担に耐えられるか否かは、考慮されるべき事情ではない。被告は、自己負担増による生活の逼迫、破綻を防止するための策を講じていない。

<p>法22条違反</p> <p>被告の処分は裁量を逸脱している(法22条違反)</p> <p>被告は適切に裁量を行わず、法7条の運用を誤った</p> <p>【法22条違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法22条の動案事項に照らせば本件では支給決定をすべき ・ 却下処分が直ちに原告の生存を脅かすことを知りつつ断行した(乱暴な決定) <p>【法7条の運用の誤り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年課長通知は、65歳問題に直接的に言及していない ・ 基本合意文書の趣旨からも、行政は、法7条を限定的に運用できるはず ・ 自治体ごとの運用実態に差があり、被告の運用が唯一のものではない 	<p>本件処分は違法ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原告が提出した「理由書」によっても「居宅介護」でなければならぬ特段の事情は確認できなかった ・ 他の自治体の扱い(一旦支給決定をして、引き続き介護保険を勧奨)は、法の定めるところではない
<p>憲法違反</p> <p>無限定の介護保険優先は違憲である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「応能負担」が障害者施策の基本 ・ 「共助の原則」は、合理的例外を排除するほど強固な原則ではありえない <ul style="list-style-type: none"> ・ 法7条が限定なしの介護保険優先原則を定めているのであれば、65歳に達した障害者に対して、介護保険の受給資格を与えた上で、従前より不利に遇する矛盾を犯すものであり、憲法14条、25条1項に違反する <p>介護保険への強制移行は、障害者の自律と社会参加の機会を阻害するもので、権利条約に違反する</p>	<p>介護保険優先原則が、直ちに、違憲、あるいは、条約違反になるとは考えられない</p>
<p>条約違反</p> <p>今年も少なくない障害者が65歳に達すると考えられるところ、権利を主張することが容易ではない者に対して、不合理な不利益を強いることは避けたい</p>	<p>要望</p>



千葉駅前で街頭宣伝を行ないました

天海訴訟は、まだ多くの県民、国民に知られていません。

この裁判は障害者、家族、関係者のみならず、多くの県民、国民の皆さんの世論をバックに取り組む必要があります。裁判官は法律解釈と事実関係をもとに判断するのはもちろんのことですが、世論の関心、マスコミの動向などにも関心を持っていると言われています。

提訴以来、大勢の方々の支援をいただいておりますが、県民、国民への浸透はどうかと言えば、まだこれからです。

6月12日の日曜日に、JR千葉、そごうデパート前で、65歳問題を訴えながら、天海訴訟への支援と裁判の傍聴を呼びかけました。

天海原告、八田代表をはじめ13人の参加があり、チラシをまきながらマイクでも天海訴訟と65歳問題を訴えました。埼玉から全視協の田中会長が盲導犬とともに、また磯野さん母娘も駆けつけていただき、1時間集中して取り組みました。

用意したチラシは30分程度でまききり、もう少し多くあった方がよかったかと感じました。チラシを受け取った方からは、励ましの言葉や、カンパ、おやつ差し入れなどもありました。宣伝行動参加者が交替しながらマイクを握り、道行く人に直接話しかけました。

今後も宣伝行動が必要です。



6月21日第4回口頭弁論
裁判所へ向けて行進



6月12日 千葉駅前で宣伝行動

カンパに添えてお便りがありました。

天海訴訟は弟の裁判

実家の弟は障害があります。両親が亡くなり今は一人暮らしです。週一回ヘルパーさんが無料で来てくれています。「65歳になったら有料になるのかな」と心配しています。天海さんの裁判は弟の裁判でもあると思っています。(Y)

千葉県**社保協**の夏の自治体**キャラバン**調査項目に、65歳問題を入れてもらいました。障害者が65歳を迎え介護保険申請をしない場合、どのような対応をしているか。介護保険申請を勧めながらもそれまでに利用してきた**福祉サービスは継続**しているのか、それとも**ハッサリと切り捨てる**のか。興味深いデータが集まりそうです。